

年 金 あ れ こ れ

**保険料納付を忘れずに・・・
納めて安心国民年金**

■国民年金保険料の「免除制度」

国民年金の保険料を納めることが困難なときは、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより納付することができない場合、申請して承認されると下表のように保険料の納付が免除されます。

全額免除		(納付なし)
4分の3免除	4分の1納付	(保険月額： 3, 900円)
半額免除	半額納付	(保険月額： 7, 800円)
4分の1免除	4分の3納付	(保険月額： 11, 690円)
全額納付		(保険月額： 15, 590円)

どの免除に該当するかは前年所得により基準が定められており、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

また、失業した場合は本人の前年所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されます。(免除を申請する日の属する年度、または、その前年度に失業した方が対象です。)

老後の年金額を計算する際に、保険料の免除を受けていた期間は保険料を納めた期間と比べて、それぞれ減額されます。

【老齢基礎年金の計算式】

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除月数} \times 1/2 + \frac{\text{4分の1納付月数} \times 5/8 + \frac{\text{半額納付月数} \times 6/8}{\text{40年(加入可能年数)} \times 12月}}{\text{4分の3納付月数} \times 7/8}$$

ただし、減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期間」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間には数えられず、老後の年金額にも反映されません。一部免除納付を認められた方は、納付分の保険料は必ず納めましょう。

また、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること(追納)ができますので、満額の年金に近づけるためにも是非ご利用ください。

■お問い合わせ：住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

こ れ か ら の 家 庭 教 育

～家族サービス～

毎日、夜遅くまで働いているお父さんお母さん、休みの日は疲れた体を休めたい、ゆっくり過ごしたいと思っていますよね。でも、普段じっくりと付き合ってあげられない子どもたちのために、週末にはその穴埋めの意味も含めて**家族サービス**を、と考えているのも事実だと思います。

サービスとは商業用語で形のない商品のことを言いますが、一般的には、商品であるサービスを売れば、その**対価**としてお金を受け取ることができます。

家族サービスはどうでしょうか？親が子どもたちのためにサービスを売れば売るほど、自分の自由な時間や体力、お金が減っていきますから、**家族サービス**という言葉はプラスのイメージよりもマイナスのイメージが強いかもしれません。

でも、すべてが減るばかりでしょうか。少し考えてみてください。親にとって子どもたちからかけがえのないとても大切な**対価**を受け取ってはいませんか？

オギャーと誕生したとき、そして泣いたり笑ったり、少しずつ歩けるようになって、おしゃべりが始まり、甘えたり、熱を出したり・・・親として、その時々を一喜一憂しながらその成長を楽しもうれしく感じてきたのではありませんか。それが子どもたちから与えられた**対価**なのではありませんか。

子育てには悩みや苦労もあるでしょう。仕事や家事、育児で疲れた身体に休む時間も欲しくなるでしょう。でも子どもたちの成長やその笑顔は、本人の意思とは別に、親にしっかりと**対価**を払ってくれているのです。

言い換えると、親という生き物は子どもたちからの**対価**というものを得ることができないと生きていけない生き物なのではないでしょうか。

家族サービスという言葉で子育てをくくることなく、子どもたちの笑顔のために、どんなことでも楽しむと言う気持ちを持って子育てをし、家族の幸せを築いていきましょう。